

法務省入国管理局総務課 難民認定室長 殿  
名古屋入国管理局 局長殿  
名古屋入国管理局 難民調査部門 ご担当者殿

2018年9月7日

## 難民認定申請書の配布拒否と受取拒否に対する申入書

特定非営利活動法人名古屋難民支援室  
代表理事 弁護士 名嶋聰郎

2018年8月以降、当法人は、貴局が、難民認定申請希望者に対して、申請書を手渡す前及び記入済みの申請書を受取る前に、申請希望者の住所を証明する書類（住宅賃貸借契約書や電気・ガス代の請求書に本人の氏名が記載されているもの）や、他人の家に住んでいるのであればその人の身分事項を証明する書類を要求し、これを提出できない場合には難民認定申請書を渡さない、また既に記入済みの申請書を所持している者に対しては申請書の受取を拒否するという運用をしている事実を6件確認しました。

しかし、このような運用は、難民条約並びに入管法の何れにも法的根拠のない難民申請行為の違法な制限であり、当法人は、難民認定申請を違法、不当に制限するものであるとともに、法務省の目指す「真の難民の迅速な保護」を妨げる運用であるとも考えます。

蓋し、そもそも、先ず、上記運用は、難民概念に条約上も入管法上も根拠のない「申請時点において定まった住所を有することを証明出来る者であること」という新たな要件を加重するものであるからです。

又、実質的、実際的にも、住所を証明する書類がないと難民認定申請書を手に入れることができない今般の運用では、空港・港湾での難民認定申請希望者やホームレスの者、ホテルに滞在する者は申請書を書くことすらできません。元々、日本にやってくる難民は、短期の在留資格しか所持していないことが多く、シェルターや友人宅に身を寄せて生活している人も多くいます。このような人が自身の名義で住宅賃貸契約を締結できるはずがありません。友人が好意で住居を提供してくれたとしても、入国管理局から身分事項を証明する書類の提出を求められた場合には、当局から目をつけられるかもしれないと難民認定申請希望者を突き放してしまう可能性もあります。入国管理局のウェブサイトから申請書をダウンロードする場合には住所を証明する書類を求めるような制限はありませんが、申請書をダウンロードできると知っていて、なおかつプリンター等で印刷できる申請希望者は非常に稀です。

このような運用は、難民条約の趣旨に反して難民認定申請希望者を門前払いする違法、不当な措置であり、即時廃止を要請するとともに既に貴局が在留資格未取得外国人に対して行っているように、次回出頭日を指定する等の方法により、難民保護を第一に考えた対応を求めるものです。

以上

本件に関する連絡先

特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-1-30

丸の内オフィスフォーラム7階 川口法律事務所内

TEL 番号：070-5444-1725 / FAX 番号：052-308-5073